

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、平成15年7月20日、同年12月20日及び16年7月20日は1万9,000円、同年12月20日及び17年7月20日は1万8,000円、18年7月20日、同年12月20日及び19年7月20日は1万9,000円、並びに、同年12月20日及び20年7月20日は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年12月20日の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月20日  
② 平成15年12月20日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年12月20日  
⑤ 平成17年7月20日  
⑥ 平成18年7月20日  
⑦ 平成18年12月20日  
⑧ 平成19年7月20日  
⑨ 平成19年12月20日

⑩ 平成20年 7月20日

⑪ 平成20年12月20日

私はA事業所に平成4年4月15日から23年1月31日までの期間について勤務した。申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。当時の賞与明細書があるので、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間のうち、申立期間①から⑩までの標準賞与額については、申立人が所持する当該期間に係る賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、平成15年7月20日、同年12月20日及び16年7月20日は1万9,000円、同年12月20日及び17年7月20日は1万8,000円、18年7月20日、同年12月20日及び19年7月20日は1万9,000円、並びに、同年12月20日及び20年7月20日は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所（当時）に届出及び保険料納付を行ったと思う。」と供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の届出を社会保険事務所に対し行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間のうち、申立期間⑪の標準賞与額については、申立人が所持する当該期間に係る賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が当該期間の被保険者賞与支払届の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案724

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月15日から同年5月20日まで

昭和29年2月にA事業所（現在は、C事業所）D支店から同社B支店に異動したにもかかわらず、B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年5月20日とされており、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C事業所から提出された人事台帳によれば、申立人が申立期間の前後を通じてA事業所に継続して勤務（昭和29年2月15日にA事業所D支店から同社B支店に異動）していることが推認できるとともに、C事業所は、「現在、申立人に係る資料として残っているのは提出している人事台帳のみであり、その他の資料は残っていないが、当該台帳に記載しているとおおり、申立人が申立期間において当社の正社員として勤務していたことに間違いは無いので、給与計算時に申立人のみ、給与から厚生年金保険料を控除していないことは無いと思われる。」と回答していることなどから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和29年5月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 徳島厚生年金 事案725

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和46年1月5日にB事業所(現在は、A事業所)に入社し、現在まで継続して勤務しているが、A事業所本社に勤務していた時の資格喪失日が昭和50年10月31日、引き続き勤務したA事業所C工場の資格取得日が同年11月1日となっており、厚生年金保険の被保険者記録に一日の空白期間が存在する。

厚生年金保険料を毎月給与から控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所及び同社C工場から提出された在職証明書、雇用保険の被保険者記録及びA事業所からの回答から判断すると、申立人が、A事業所に昭和46年1月5日から継続して勤務し(昭和50年11月1日にA事業所本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年9月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の場合、退職ではなく、社内異動のため月末を資格喪失

日として届出を行ったと思われる。」と回答していることから、事業主が昭和50年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島国民年金 事案657

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から平成10年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から平成10年4月まで

時期ははっきりしないが、A市区町村の職員二人が自宅に来て、「夫婦共に国民年金未納期間があり、このままでは年金が受給できなくなる。」という説明を受け、妻が私の国民年金の加入手続をした。その後、妻が過去の保険料として約30万円を遡って納付し、以降の保険料は定期的に納付した。また、申立期間のうち国民年金保険料が免除されている期間があるが、免除の手続をした憶えは無く、確かに保険料を納付したので納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「納付時期ははっきりしないが、過去の保険料として約30万円をまとめて納付した後、定期的に夫婦二人分の保険料を納付した。」と述べ、その妻も、「納付時期ははっきりしないが、約30万円の保険料をまとめて納付したことは記憶している。」と述べているところ、オンライン記録によると、平成12年6月9日に10年5月から12年3月までの期間の国民年金保険料30万5,900円を過年度納付していることが確認できる上、当該過年度納付時点において、申立期間は時効により納付できない期間である。

また、申立期間は187月と長期間であり、これだけの長期間にわたって行政機関の事務処理上の不備が連続して起こるとは考え難い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

なお、A市区町村は、「平成3年頃から7年頃、国民年金加入対象者からの申出が無くとも、国民年金保険料の申請免除の手続を職権により行っていた。」と回答している。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月から35年12月まで  
② 昭和36年1月から37年8月まで

私は、申立期間当時、A事業所B出張所（申立期間①）及び同事業所C出張所（申立期間②）において、D業務員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①当時の業務内容等に係る具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、A事業所B出張所においてD業務員として勤務していたことがうかがえるとともに、失業保険被保険者離職票から判断すると、申立人が、申立期間②において、同事業所C出張所で、D業務員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所に当時の人事記録等の関連資料は保管されておらず、申立人の両申立期間当時の勤務実態、給与からの厚生年金保険料控除等を確認できる資料は得られない上、申立人が記憶する当時の上司は既に死亡しており、その他の同僚等については姓のみの記憶であるため、当該同僚を特定し照会等を行うことができないことなど、両申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び供述等が得られない。

また、A事業所管理本部人事総務部は、「両申立期間当時、D業務員等の非正社員についても当社が直接雇用しており、雇用契約を結んだ者全員を、失業保険、健康保険（E健康保険）、労災保険に加入させていた。しかし、

厚生年金保険については、基幹要員（班長、準班長、世話役等）以上の立場の職員のみ加入させ、それ以外の者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人は、「班長、準班長、世話役等の基幹要員は、現場の仕事を何でも知っている人が就いており、私は基幹要員には該当しなかった。」と供述していることなど、申立人が、両申立期間当時、厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は確認できない。

さらに、A事業所管理本部人事総務部は、「両申立期間当時、厚生年金保険については、『A事業所』本社で一括適用していた。」と回答しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、整理番号2144番（昭和34年3月24日資格取得）から同3560番（昭和37年12月1日資格取得）までの厚生年金保険被保険者の資格取得者の中に、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。